

日行連発第 134 号  
平成 29 年 5 月 11 日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会  
会長 遠 田 和 夫  
許認可業務部  
部長 益 本 納

消費税の軽減税率制度の対応への協力について（お願い）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 85 号）の成立により関係法令等の一部が改正され、平成 31 年 10 月に軽減税率制度が実施されることとなりました。

消費税軽減税率制度の周知・広報等については、平成 28 年 5 月 13 日付・日行連第 171 号文書（別紙 3）にて、別途ご協力をお願いしておりますが、今般、消費税軽減税率制度実施協議会に参加している当会宛に、関係省庁（総務省・国税庁・中小企業庁）より改めて協力依頼（別紙 1）がありました。つきましては、別紙 3 記載の事項につき、昨年度と同様に周知・広報等のご協力いただきたくお願い申し上げます。

また、これまでの各单位会の取組実績について、今後の会務運営の参考とさせていただきたくアンケート調査を併せて実施いたしますので、下記の要領にてご回答いただきたく、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

【別紙】

- ①消費税軽減税率制度の広報・周知等への協力について（協力依頼）  
（平成 29 年 4 月 28 日付・総務省、国税庁、中小企業庁）
- ②アンケート回答用紙
- ③平成 28 年 5 月 13 日付・日行連発第 171 号文書

【アンケート提出要領】

- ▼回答方法 添付 Word ファイル（別紙 2 アンケート回答用紙）を用い、回答欄枠内にご回答いただきますようお願い申し上げます。回答欄の枠につきましては、必要に応じて拡大してご使用ください。
- ▼提出期限 平成 29 年 6 月 15 日（木）
- ▼提出方法 ご記入いただいた Word ファイルをメールに添付し、日行連事務局 業務課業務一係 三浦 (ngr-y-miura@staff.gyosei.or.jp)宛に送付してください。

以上

平成 29 年 4 月 28 日

日本行政書士会連合会 宛て

総 務 省  
国 税 庁  
中 小 企 業 庁

消費税の軽減税率制度の広報・周知等への協力について  
(協力依頼)

平素から、税務行政及び中小企業政策にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 85 号)の成立により関係法令の一部が改正され、平成 31 年 10 月に軽減税率制度が実施されることとなりました。

これを受けて、昨年 12 月 26 日に開催された消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議におきまして、軽減税率制度の円滑な実施に向けた取組を関係府省庁が連携して推進していくこととしております。

つきましては、軽減税率制度への対応が必要となる事業者の皆様の準備が円滑に進むよう、貴団体におかれては、改めて、広報・周知等、下記の事項にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 広報・周知

各種広報資料の配布や貴団体ホームページ(国のホームページ特設サイトへのリンクの作成等)を通じ、傘下の各団体及び事業者の皆様に対して、軽減税率制度の内容及び中小企業・小規模事業者等の皆様に対する支援措置に関する広報・周知をお願いいたします。

[軽減税率制度関係のホームページ特設サイト]

- ・ 特集-消費税の軽減税率制度(政府広報オンライン)：  
[http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/keigen\\_zeiritsu/index.html](http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/keigen_zeiritsu/index.html)
- ・ 消費税の軽減税率制度について(国税庁)：  
<http://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>
- ・ 軽減税率対策補助金(軽減税率対策補助金事務局)：  
<http://kzt-hojo.jp/>

## 2. 説明会の開催案内及び支援体制の構築

貴団体傘下の各団体におかれましては、税務署や市町村等が開催する説明会の日程の案内にご協力いただくほか、必要に応じて各地域の税務署や商工会・商工会議所等の中小企業団体と連携を図りつつ、貴団体傘下の各団体主催の説明会を開催いただくようお願いいたします。

また、傘下の各団体及び事業者の皆様からの相談に対応するための窓口設置など、必要な支援体制を構築いただくとともに、内容に応じて国の相談窓口にお取り次ぎいただくようお願いいたします。

[参考：国の相談窓口]

- ・ 軽減税率制度の内容に関する相談（国税庁）  
最寄り（又は所轄）の税務署（専用コールセンター）  
※音声ガイダンスに沿って「3」を選択  
（受付時間）8:30～17:00（土・日・祝除く）  
※税務署の電話番号等につきましては、国税庁ホームページから確認できます。  
国税庁ホームページ：<http://www.nta.go.jp/>
  
- ・ レジ導入・システム改修等の支援に関する相談（軽減税率対策補助金事務局）  
軽減税率対策補助金事務局コールセンター  
0570-081-222（ナビダイヤル）  
03-6627-1317（IP電話用）  
（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝除く）
  
- ・ 消費税の転嫁等に関する相談や消費税制度に関する一般的なお問合わせ  
消費税価格転嫁等総合相談センター  
0570-200-123（ナビダイヤル）  
（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝除く）

## 3. 都道府県別の消費税軽減税率制度実施協議会への参加

上記1.及び2.で実施する広報・周知や説明会の開催等を効果的に実施していくため、中小企業団体や業種団体と国・地方を含めた行政機関等が参加する「消費税軽減税率制度実施協議会」（別紙）を都道府県ごとに組織し、消費税の軽減税率制度や中小企業・小規模事業者等の皆様に対する支援措置に関する必要な情報の共有を図ることとしております。

本協議会の事務局は、都道府県商工会連合会にご担当いただく予定ですが、傘下の各団体等に対しまして、事務局からの案内がございましたら、本協議会へ積極的に参加いただくようご連絡をお願いいたします。

#### 4. その他

軽減税率制度の円滑な実施に向け、事業者の皆様の準備状況等を検証するため、今後、アンケート調査の実施を予定しておりますことから、調査実施に当たりましては、特段のご配慮をよろしくお願いいたします。

# 都道府県消費税軽減税率制度実施協議会について

## 1. 趣 旨

消費税の軽減税率制度の実施に当たり、事業者の準備が円滑に進むよう、都道府県単位で、関係団体と関係行政機関の緊密な連携のもと、消費税の軽減税率制度及び中小企業・小規模事業者等の支援措置に関する必要な情報の共有等を行うための協議会を設置するもの。

## 2. 構 成 員

民間団体：農業協同組合等業界団体、商工会・商工会議所等経済団体、  
法人会等税務関係団体 等

行政機関：国税局、経済産業局、都道府県、その他必要に応じて関係省  
庁の地方支分局 等

事務局：都道府県商工会連合会（本協議会に係る事務を担う）

## 3. 活動内容

- (1) 消費税の軽減税率制度及び事業者支援措置に関する説明会の開催予定及び実施状況等の共有
- (2) 各種広報資料の連絡・共有
- (3) 制度等に関する問い合わせや相談事項等の共有
- (4) 他団体等の参考となる取組み事例等の共有
- (5) その他

日行連発第 171 号  
平成 28 年 5 月 13 日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会  
会長 遠 田 和 夫  
第一業務部  
部長 益 本 納

### 消費税の軽減税率制度の対応への協力について（お願い）

今般、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 15 号）の成立により消費税法等の一部が改正され、平成 29 年 4 月に軽減税率制度が導入されることとなりました。

これを受け、軽減税率制度の円滑な導入に向けた取組を関係府省庁が連携して推進していくこととなり、行政書士についても中小企業支援を行う専門家であるとして、当会も消費税軽減税率制度導入協議会（以下、「協議会」という。）に参加できることとなりました。そして、今般、別紙のとおり、総務省・国税庁・中小企業庁の連名で協力依頼がまいりましたので、対応を図りたいと考えております。

つきましては、下記に対応事項の概要をお示ししますので、周知・広報等につきご協力いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 広報・周知

各種広報資料の配付や日行連HPを通じて、軽減税率制度の内容及び中小企業・小規模事業者等に対する支援措置に関して、随時お知らせいたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。各単位会におかれましても、可能な範囲で、HPでの周知を行ってください。

#### 2. 説明会の開催案内及び支援体制の構築

各地域の税務署や市町村等が開催する説明会日程について、周知いただきますようお願いいたします。また、可能な範囲で、貴会既存の無料相談会、もしくは、新たに相談会を設置するなどして、中小企業支援の一環として、軽減税率に関するご相談等にご対応いただきますようお願いいたします。

なお、軽減税率に関するリーフレット・Q&A等につきましては、国税庁HPから入手できますので、末尾の参考URLから入手いただきますようお願いいたします。また、相談内容によっては、別紙に記載の「国の相談窓口」に取り次いでくださいますようお願いいたします。

#### 3. 都道府県別の軽減税率制度導入協議会への参加

各都道府県に協議会が組織され、軽減税率制度や中小企業・小規模事業者等の皆様に対する支

援措置に関する情報の共有が図られることとなっておりますので、協議会事務局より案内がございましたら、積極的にご参加いただきますようお願いいたします。

#### 4. アンケート

軽減税率制度の円滑な導入に向けて、事業者の皆様の準備状況等を検証するため、今後、定期的にアンケート調査を実施する予定とされておりますので、調査実施にあたりましては、ご協力の程何卒よろしくお願いいたします。

※その他詳細につきましては、別添の協力依頼文書（総務省・国税庁・中小企業庁連名）をご確認いただきますようお願いいたします。

#### <別添>

- ・消費税の軽減税率制度の対応への協力について（平成 28 年 4 月 25 日付：総務省・国税庁・中小企業庁）

#### <参考 URL>

国税庁 HP : <https://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/>  
(消費税の軽減税率制度について)

以上